

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律

八六

◎次代の社会を担う子どもの健全な育

成を図るための次世代育成支援対策

推進法等の一部を改正する法律

(平成二六年四月二三日法律第二八号)

一、提案理由(平成二六年三月一四日・衆議院厚生労働委員会)

○田村国務大臣 ただいま議題となりました次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案及び短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を説明いたします。

まず、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

我が国における少子化の進行、母子家庭及び父子家庭の厳しい経済状況等を踏まえ、次代の社会を担う子供が健やかに生ま

れ、育成される環境を整備することが喫緊の課題となつています。

次世代育成支援対策推進法に基づく十年間の集中的、計画的な取り組みにより、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進んだものの、いまだ少子化の流れは変わっておらず、子供が健やかに生まれ、育成される環境をさらに改善し、充実させることが必要です。

また、母子家庭及び父子家庭の親等が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子供が心身ともに健やかに成長できるよう、そして、子供の貧困対策のためにも、これらの家庭の福祉の増進を図ることが必要です。

このため、次世代育成支援対策の推進、強化、母子家庭及び父子家庭に対する支援施策の充実等の措置を講ずることとし、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容について、その概要を説明いたします。

第一に、次世代育成支援対策推進法の有効期限を十年間延長するとともに、一般事業主行動計画の策定、届け出義務について、対策の実施状況が優良な事業主に対する特例措置を新たに設けることとしています。

第二に、都道府県等による母子家庭等への支援の積極かつ計画的な実施に関する規定を整備するなど、母子家庭及び父子

家庭に対する支援体制を強化するとともに、高等職業訓練促進給付金等に対する公課を禁止するなど、就業や生活への支援を強化することとしています。また、父子福祉資金の創設等、父子家庭に対する支援を拡充することとしています。さらに、児童扶養手当と公的年金給付等の併給調整の見直し等の措置を講ずることとしています。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、平成二十七年四月一日としています。

.....(略).....

以上が、二法案の提案理由及びその内容の概要です。御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成二六年三月二七日)

○後藤茂之君 たいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、次代の社会を担う子どもを健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るため、次世代育成支援対策推進法の有効期限を十年間延長し、一般事業

次代の社会を担う子どもを健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律

主行動計画の策定・届け出義務について、優良な事業主に対する特例措置を創設するとともに、母子及び寡婦福祉法の題名を母子及び父子並びに寡婦福祉法と改め、母子家庭及び父子家庭に対する支援を拡充し、児童扶養手当と年金の併給調整を見直す等の措置を講じようとするものであります。

.....(略).....

両案は、去る三月十三日本委員会に付託され、翌十四日田村厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日質疑を行いました。

質疑終了後、短時間労働者の雇い管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、日本共産党より、差別的取り扱い禁止の対象となる短時間労働者について、雇用関係が終了するまでの全期間において、人材活用の仕組みが通常の労働者と同じであると見込まれることとする要件を削除すること等を内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取しました。

続いて、両案及び修正案について採決を行った結果、まず、次代の社会を担う子どもを健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。次に、短時間労働者の雇い管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案について、修正案は賛成少数をもって否決され、

本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両案に対し附帯決議を付することに決しました。以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年三月二六日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 非正規雇用で働く女性の就業継続を促進するため、一般事業主行動計画策定において非正規労働者も取組の対象であることを明確にするとともに、事業主に対し相談・指導・支援に努めること。
- 二 男性の育児休業取得率を上げるため、数値目標の達成に向けた取組を促進するなど、事業主に対し相談・指導・支援に努めること。また、育児休業を取得しやすい職場環境の整備に有効な措置を講ずること。
- 三 男女ともに仕事と育児の両立を図ることができるよう、労働時間短縮対策のために有効な措置を講ずること。
- 四 女性の活躍促進にかかる取組を促すため、キャリアアップ支援やポジティブ・アクション等の施策の導入など、実効ある措置を講ずること。

- 五 ILO第百五十六号条約の定める趣旨を踏まえ、家族的責任を有する男女労働者が差別を受けることなく、機会及び待遇の均等を図ることができるようにするとともに、できる限り家族的責任と職業上の責任の両立に必要な措置を講ずることと併せ、事業主に対する相談・指導・支援に努めること。

三、参議院厚生労働委員長報告(平成二六年四月一六日)

○石井みどり君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、次代の社会を担う子どもへの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案は、次代の社会を担う子どもへの健全な育成を図るため、次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長、一般事業主行動計画の策定・届出義務に係る特例措置の創設、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充、児童扶養手当と年金の併給調整の見直し等の措置を講じようとするものであります。

.....(略).....

委員会におきましては、両法律案を一括して審議し、非正規雇用労働者が企業の行動計画の対象であることの周知と届出がなされた際の確認の必要性、広く社会に広がるみんマークを周知

する取組と企業における両立支援の促進、一人親家庭に対する支援施策を充実させる必要性、短時間労働者の待遇原則を法定化する意義と待遇改善に向けた具体的取組、差別的取扱い禁止の対象となる短時間労働者の範囲の拡大、短時間労働法制における通勤手当の位置付けの見直し等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年四月一五日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、非正規雇用で働く女性の就業継続を促進するため、一般事業主行動計画策定において非正規雇用労働者も取組の対象であることを明確にするとともに、事業主に対する相談・指導・支援に努めること。

二、非正規雇用労働者が育児休業を取得しやすい環境の整備を一層促進するため、育児・介護休業法の在り方などその育児休業取得率の引上げにつながるような対策を検討し、必要な

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一
部を改正する法律

措置を講ずること。

三、男性の育児休業取得率を上げるため、数値目標の達成に向けた取組を促進するなど、事業主に対する相談・指導・支援に努めること。また、育児休業を取得しやすい職場環境の整備に有効な措置を講ずること。

四、男女共に仕事と育児の両立を図ることができるよう、労働時間の短縮、年次有給休暇の取得促進のために有効な措置を講ずること。

五、次世代育成支援対策に関する計画に定めた目標を達成したこと等の基準を満たした一般事業主に付与される認定マーク(くるみんマーク)の認知度が低いことに鑑み、現行の認定マーク及び特例認定制度に基づく新たな認定マークについて周知徹底を図り、あわせて、一般事業主の更なる取組を促進するため、有効な措置を講ずること。

六、女性の活躍促進に係る取組を促すため、キャリアアップ支援やポジティブ・アクション等の施策の導入など、実効ある措置を講ずること。

七、「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に
関する条約(ILO第百五十六号条約)」の定める趣旨を踏まえ、家族的責任を有する男女労働者が差別を受けることなく、機会及び待遇の均等を図ることができるようにすると

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律

もに、できる限り家族的責任と職業上の責任の両立に必要な措置を講ずることと併せ、事業主に対する相談・指導・支援に努めること。
右決議する。